

No. 1 4

令和7年（9月）

第3回定例会  
専決処分の報告

熊谷市



目 次

報告番号	専決処分の内容	所管課	頁
第 3 2 号	損害賠償の額の決定及び和解について	公園緑地課	1
第 3 3 号	損害賠償の額の決定及び和解について	熊谷消防署	3

報告第 3 2 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、令和 7 年 7 月 4 日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

## 損害賠償の額の決定及び和解について

市は、中央公園内における事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

### 1 損害賠償の額及び内容

52,032円

治療費、慰謝料及び眼鏡修理費

### 2 損害賠償の相手方

### 3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

## 事件の概要

令和6年12月30日（月）午後6時30分頃、相手方が中央公園の外周園路を通行中、宮町二丁目37番1地先において、伐採した樹木の切り株につまずき転倒したため、相手方を負傷させるとともに、相手方の眼鏡を損傷させた。



報告第 3 3 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、令和 7 年 8 月 6 日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

## 損害賠償の額の決定及び和解について

市は、自動車事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

### 1 損害賠償の額及び内容

121,000円

フェンス修繕費

### 2 損害賠償の相手方

熊谷市拾六間419番地

学校法人 浅見学園

理事長 時田 泰忠

### 3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

## 事件の概要

令和7年5月2日（金）午後4時23分頃、熊谷消防署玉井分署職員が拾六間498番1地先において消防車両を後退させたところ、同車両の左後部が相手方フェンスに接触し、当該フェンスを損傷させた。

